

万能試験機及び圧縮試験機校正業務委託契約書(案)

公益財団法人群馬県建設技術センター 理事長 岩下 勝則（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、令和4年度万能試験機及び圧縮試験機校正業務委託について次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、第2条記載の本契約期間中に、別紙仕様書に基づく校正及び整備作業を実施し、試験機の適正な性能を維持するものである。

（委託期間）

第2条 この契約による業務の委託期間は、令和4年10月 日（契約日）から令和4年12月15日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は金 , , 円で、うち消費税額及び地方消費税額は金 , 円とする。なお、消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規程に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額（円未満の端数は切捨て）とする。

2 乙は、業務が終了した後に、仕様書の箇条6（提出書類）のほか、業務に係る完了報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の提出書類及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、本件業務が別に定める仕様書に適合するものであると確認する。

（作業用機材の負担区分）

第6条 委託業務の実施に要する機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

（臨機の措置）

第7条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（解除等）

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項各号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項については、群馬県財務規程（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月 日

	住 所	前橋市大渡町一丁目10番地の7	
甲	氏 名	公益財団法人群馬県建設技術センター	ⓐ
		理事長 岩下 勝則	
	住 所		
乙	氏 名		ⓑ